

浦添市小規模工事等契約希望者登録規程（平成18年告示第86号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市小規模工事等契約希望者登録規程 平成18年11月30日 告示第86号 （目的） 第1条 この告示は、市が発注する小規模な工事や修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が<u>130万円</u>以下のもの（以下「小規模工事等」という。）に係る契約を希望する者の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。 （登録の資格） 第2条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。 (1)～(3) 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	浦添市小規模工事等契約希望者登録規程 平成18年11月30日 告示第86号 （目的） 第1条 この告示は、市が発注する小規模な工事や修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が<u>200万円</u>以下のもの（以下「小規模工事等」という。）に係る契約を希望する者の登録（以下「登録」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。 （登録の資格） 第2条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 浦添市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係にある者</u> <u>(5) 市税を滞納している者</u> <u>(6) その他市長が適切でないと認めた者</u> <u>（登録の取消し）</u>

(登録業者の取扱い)

第7条 市長は、小規模工事等の実施に際しては、第6条の登録業者から選定するものとする。この場合において、第2条第2項第2号に規定する者のうちから業者を選定することを妨げない。

(委任)

第8条 [略]

様式第3号(第6条関係)

[略]

第7条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項各号に規定する登録の要件を喪失し、又は同条第2項各号に規定する登録できない者に該当した場合

(2) その他市長が必要と認めた場合

(登録業者の取扱い)

第8条 市長は、小規模工事等の実施に際しては、登録業者に対し、積極的に見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし _____、第2条第2項第2号に規定する者のうちから業者を選定することを妨げない。

(委任)

第9条 [略]

様式第3号(第6条関係)

[略]

旧様式

様式第3号(第6条関係)

浦添市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届

年 月 日

浦添市長 殿

住 所
届出者
氏 名 印

小規模工事等契約希望者登録事項に変更・廃止があったので、浦添市小規模工事等契約希望者登録規程第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

変更前	
変更後	

※ 資格、免許等が必要な業種の変更又は追加を希望する場合は、その資格、免許等を証明できる書類の写しを添付すること。

3 廃止年月日 年 月 日

新様式

様式第3号(第6条関係)

浦添市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届

年 月 日

浦添市長 殿

住 所
届出者
氏 名

小規模工事等契約希望者登録事項に変更・廃止があったので、浦添市小規模工事等契約希望者登録規程第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

変更前	
変更後	

※ 資格、免許等が必要な業種の変更又は追加を希望する場合は、その資格、免許等を証明できる書類の写しを添付すること。

3 廃止年月日 年 月 日